

農業委員会

第19号

だより



たがみ

■ 平成25年1月22日発行

■ 発行／田上町農業委員会

■ 発行人／会長 坂井 清一

TEL 57-6226

■ 印刷所／阿部印刷株式会社



第20回産業まつりで軽トラ市開催

ごあいさつ



田上町農業委員会
会長 坂井 清一

あけましておめでとうございます。新年を迎えて、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年末、衆議院議員解散総選挙により政権交代し、新内閣が発足しました。新政権は個別所得補償制度を新たな仕組みに変えて支援対象を拡大する等、抜本的に見直す考えで、今後農業関係の予算が拡大される見通しです。

しかし、TPP交渉参加問題については一年余り経過しましたが、現在でも情報開示がありません。国益を最優先に考え結論を出すということですが、反対を唱えてきた我々系統組織はどうの方向へ向かうのか心配しているところです。

農業委員会は、皆様の現場の声を十分に聞き、組織の力を結集して様々な問題に対応し、皆様をはじめ関係機関と連携し、地域農業の発展と振興のために努めて参ります。

最後に、皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

農業委員名

会長	坂井 清一
会長代理	山本 直栄 (上野・山田)

農業委員	小林 俊一
農業委員	入倉 一夫 (川前・保明嶋・下中村・上中村)

農業委員	山川 敏昭 (四ツ合・千苅・石田)
農業委員	須佐 剛 (原ヶ崎)

農業委員	吉澤 勝眞 (清水沢・羽生田・下吉田・青海)
農業委員	渡辺 善範 (後藤・曾根・下横場)

農業委員	牛田 勝 (農業共済推薦)
農業委員	小林 亮介 (坂田・上吉田・川船河)

農業委員	田巻 俊也 (本田上・川之下)
農業委員	松原 百合子 (川前・保明嶋・下中村・上中村)

農業委員	笠原 幸子 (議会推薦)
農業委員	千苅 石田 (四ツ合・千苅・石田)

農業委員視察研修報告

—福島県福島市—



農業委員
入倉 一夫

10月24日・25日に農業委員視察研修を実施し、福島県福島市飯坂町にある「まるせい果樹園」を視察しました。

昨年の3月11日の東日本大震災から1年7ヶ月経ち、我々と同じ農家の方々がどんな気持ちで過ごしているのか、大変気掛かりでした。しかし、説明をしてくださいました。佐藤清一さんは、震災から今日までの経営状況について元気に明るくお話をされ、心配は払拭されました。

佐藤さんをはじめ、家族4人とパート社員5人で、7ヘクタールの果樹園を営

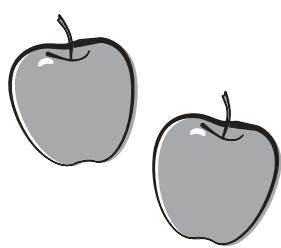
常に厳しく、平成23年度の震災後の経営状況は、非



説明する佐藤清一さん



果樹園内を見学



売上げは平成22年度の10分の1にまで落ち込みました。しかし、月に一度の放射線量の検査を独自に行い、食の安全第一を掲げ、地方へのイベントなどに積極的に参加し、今年の売上げは以前の4割強に回復したそうです。

今後は、園内にライダーブリット（休憩場所）やアミリー向けの遊び場、バーベキュー施設などを開設し、規模を拡大する予定ということです。

震災により原発・風評被害が叫ばれる中、農業を営む地域の高齢者の中には気落ちをして農業経営をやめる方がいる一方、佐藤さんのような青年層の担い手が先頭に立つて地域の農業を守っていくという決意をお聞き、我々が励まされたようでした。

逆境に負けず、復興に向かう被災農家の方々から元気をいただき、我々も農業発展に尽力したいと思いました。

平成23年度利用権設定等の実績

(H23. 4. 1～H24. 3. 31)

利用権設定	新規	32件	152,686m ²
	再設定	182件	835,520.32m ²
利用権移転	8件		62,072.05m ²
所有権移転	6件		14,186m ²

平成24年農地の移動状況

(H24. 1. 1～H24. 12. 31)

農地法第3条	7件	105,112m ²
農地法第4条	0件	0m ²
農地法第5条	7件	3,425m ²
事業計画変更	3件	452.88m ²
適用外等	2件	439m ²



農業者年金

田上町農業者年金受給者連盟の益々の発展を祈念いたしました。

現在、農業者年金を受給されている会員も新しい年金の制度が安心できる制度であるか気にかかるところであり、熱心に講演を聞いていました。

式典では、新潟県農業會議の業務推進部長 谷川彰氏から「農業者年金の現状について」と題し、平成14年1月から始まつた新年金制度について記念講演をいたしました。

30周年は平成23年に迎えましたが、東日本大震災があり、記念式典を平成24年に繰り越すことになりました。

平成24年5月24日、第31回田上町農業者年金受給者連盟総会、同連盟の30周年記念式典が開催されました。

**受給者連盟
30周年を迎える**



受給者のみなさま、ご注目！

- ◎経営移譲された方、形式だけではありませんか？実態を伴った経営移譲をお願いします。
- ◎毎年5月下旬に届く「現況届」は、受給資格を確認する大切な書類です。忘れずに農業委員会事務局へご提出ください。



- ◆国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる制度です。
- ◆一定の要件を満たした方には国から保険料を補助します。
- ◆支払った保険料は社会保険料として控除の対象になります。つまり、節税効果あり。
- ◆若いうちから加入すると、それだけ年金として受け取る金額が多くなります。備えあれば憂いなしです。

◆加入資格

- ①年間60日以上農業に従事
 - ②国民年金第1号被保険者
 - ③60歳未満
- この3つを全て満たしていれば誰でも加入できます！

◆保険料掛金

2万円～6万7千円の範囲で、設定できます。ただし、千円単位です。

いいえ、早くから準備を！



農業者年金…どんな制度？まだ早いよう気が…

農業者年金に加入しませんか？

はい！お答えします。女性の加入も大歓迎です！



女性の私でも加入できるの？掛金はどのくらい？



農地パトロール

農業委員会では、農地パトロールを実施しています。遊休農地・違反転用・不法投棄が無いか現地を調査しています。



**遊休農地が
発生すると…**

様々な被害が発生する
恐れがあります！



鳥獣害の発生

雑草の繁茂

**違反転用も
いけません！**

農地法の許可を得ずに、
農地を農地以外に利用する
ことはできません。

住宅の建設



駐車場



残土置場



違反転用すると…

3年以下の懲役または300万円以下の罰金の罰則規定があります。

また、原状回復命令が出され、これに違反しても上記と同じ罰則が適用されます。



◆全国農業新聞◆
農政情報をお届けします

- ・全国農業新聞は農業総合専門誌です。
- ・毎週金曜日発行。購読料は月600円。
- ・1ヶ月無料のトライアル購読があります。
- ・お申込みは、地区の農業委員会へ。

◆農地法等の申請◆

各種申請書の締切りは毎月**15**日です
農地法第3条・第4条・第5条の許可
申請受付、利用権設定申出書は毎月15日
が締切りです。

15日が土日・祝祭日の場合は休みの前
日が締切りとなります。

農業委員会からのお知らせ

◆農地取得の際は届出を◆

平成21年12月5日に改正農地法が施行され、相続等によって農地の権利を取得したときは、
農業委員会に届出が必要です。届出様式は、農業委員会事務局または町のホームページへ。